

印 広 第 608 号
令和3年12月9日

印旛郡市広域市町村圏事務組合
管 理 者 北 村 新 司 様

印旛郡市広域市町村圏事務組合
監査委員 齋 藤 克 美
監査委員 佐 渡 齊

定期監査の結果報告について

地方自治法第292条の規定により準用する同法第199条第1項および第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により下記のとおり提出する。

記

- 1 監査の種類 地方自治法第199条第1項による監査
- 2 監査の対象 事務局（管理課、企画課）及び水道企業部（業務課、工務課）
の令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間の財務事務等の執行について
- 3 監査の日程 令和3年11月9日
- 4 監査の場所 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部会議室
- 5 監査の着眼点 財務事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようになり、その組織及び運営の合理化に努めているか、を主な着眼点とした。
- 6 監査の実施内容 印旛郡市広域市町村圏事務組合監査基準に準拠して監査を実施したものであり、主に予算の執行状況、契約事務、財産の管理等について、試査により確認、証憑突合を行ったほか、関係職員から説明を聴取した。
- 7 監査の結果 関係法令に適合し、予算に基づき適正に事務が執行されているか監査を実施した結果は、次のとおりである。

(事務局)

概ね適正に処理されているものと認められた。

(水道企業部)

概ね適正に処理されているものと認められた。